

事務連絡  
令和6年2月19日

各都道府県アルコール健康障害対策担当部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課アルコール健康障害対策推進室

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の作成について

平素よりアルコール健康障害対策の推進に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第12条第1項に基づきアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第2期計画においては、その基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るために、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされています。

これを踏まえ、今般、別添のとおり「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成し、本日公表いたしました。各都道府県におかれましては、管内におけるアルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として御活用いただきますようお願い申し上げます。

また、本事務連絡については、貴管下の市区町村（政令指定都市を含む。）にも周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課アルコール健康障害対策推進室 押尾、五味渕  
電話：03-5253-1111(内線:3065、3100)